

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令
の制定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和7年12月23日
厚生労働省

今般制定された、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年厚生労働省令第124号）は、水質基準に関する省令の一部を改正する省令の施行に伴って生じる項ずれに対応するものであり、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第8号に該当するため、意見公募手続を実施いたしませんでした。

※ 行政手続法（平成5年法律第88号）（抄）

（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一～七 （略）

八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。

担当：厚生労働省 健康・生活衛生局生活衛生課